

## 適正計量管理事業所の手引き

計量士の管理下にて、特定計量器を使用した適正な計量管理を行っており、市の検査を受け一定の基準に適合していると認められる事業所は、計量法（第127条）の規定により、県から適正計量管理事業所の指定を受けることができます。

なお、適正計量管理事業所の届出等に関する取扱いは、次のとおりです。

### 1 指定の申請

#### (1) 申請書の提出

適正計量管理事業所の指定を受けようとする者は、消費生活センターへ下記の書類を提出してください。

- ① 「適正計量管理事業所指定申請書」（2部）
- ② 「適正計量管理事業所指定検査申請書」（1部）
- ③ 添付書類（各2部）

| 添付書類                                    | 摘要                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計量器の一覧表                                 | 計量器の「種類・型式」、「性能」、「取引証明用・取引証明用以外用の別」並びに「数」を明らかにした一覧表を作成してください。                                                                                              |
| 基準器又は検査設備の一覧表ならびにその成績書の写し               | 検査器具の「種類・型式」、「性能」、「数」を明らかにした一覧表を作成してください。                                                                                                                  |
| 計量士登録証の写し                               |                                                                                                                                                            |
| 計量管理規定ならびに組織図<br>(管理規定上に細則の定めがあれば細則も含む) | 計量管理規定には次の事項を明記してください。<br>1 計量管理を実施する組織<br>2 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期<br>3 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法<br>4 計量の方法及び量目の検査の実施の方法及び時期<br>5 その他計量管理を実施するため必要な事項 |
| 申請事業所の地図                                |                                                                                                                                                            |
| (承認済みの質量標準管理マニュアル)                      | <b>実用基準分銅を使用する申請者に限り</b> 、担当計量士の質量標準管理マニュアルを添付してください<br>(※事前に県の承認を受けてください)。                                                                                |
| (承認済みの車両等の校正方法)                         | <b>分銅の代わりに車両等を使用する申請者に限り</b> 、担当計量士の「車両等の校正方法」を添付してください<br>(※事前に県の承認を受けてください)。                                                                             |

## (2) 申請書の作成について (参考)

申請書内の「5 計量法施行規則第73条各号に掲げる計量管理の方法に関する事項」は、次のとおりです。

### 【計量法施行規則】

第七十三条 法第二百二十七条第二項第五号の経済産業省令で定める計量管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 計量管理を実施する組織
- 二 使用する特定計量器の検査の実施の方法及び時期
- 三 使用する特定計量器の検査のための設備の保管及び整備の方法
- 四 計量の方法及び量目の検査の実施の方法及び時期
- 五 その他計量管理を実施するため必要な事項

## (3) 計量管理の方法に関する立入検査並びに手数料について

申請書の記載事項及び添付書類の内容に基づき、市による立入検査を行います。立入検査を含めた計量管理の方法に関する検査手数料は次のとおりです。

- ・計量管理の方法の検査手数料 … 宝塚市計量事務手数料条例第2条第1項の別表に基づく検査手数料 7,400 円／件。検査終了後に「納付書兼領収書」をお渡しします。

## (4) 適正計量管理事業所の指定

計量管理の方法に関する立入検査の結果が適正であると認められると、市から申請者へ申請書類一式等を返却しますので、適正計量管理事業所指定申請手数料※と書類一式を兵庫県産業労働部地域産業立地課計量班へ提出してください。

兵庫県の手続きが完了しましたら「指定書」が発行され、市を經由して申請者へ送付します。

この指定書の発行をもって「適正計量管理事業所」として指定されます。

※適正計量管理事業所指定申請手数料は、兵庫県使用料手数料徴収条例第2条第4項の別表第4に基づく手数料

## 2 変更の届出

### (1) 変更届の提出

「適正計量管理事業所指定申請書」及び添付書類の内容を変更するときは、消費生活センターへ下記の書類を提出してください。

① 「適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届」(2部)

② 添付書類(各2部)

| 変更する事項                 | 添付書類                                                                   |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 法人名称、代表者名及び住所          | 履歴事項全部証明書(写し可)                                                         |
| 事業所の名称及び住所             | 変更内容が分かる書類                                                             |
| 個人の氏名及び住所              | 変更内容が分かる書類(住民票の写し等)                                                    |
| 計量管理規定の内容              | 変更後の計量管理規定                                                             |
| 計量士                    | 計量士登録証の写し                                                              |
| 使用する特定計量器の種類・形式・性能及び数量 | 特定計量器の「種類・型式」、「性能」、「取引証明用・取引証明用以外用の別」並びに「数」を明らかにした一覧表(変更の履歴を記載してください。) |
| 譲渡により地位の承継             | 「事業譲渡証明書」及び住民票又は履歴事項全部証明書(写し可)                                         |
| 合併による地位の承継             | 承継した法人の履歴事項全部証明書(写し可)                                                  |
| 分割による地位の承継             | 「事業承継証明書」及びその法人の履歴事項全部証明書(写し可)                                         |
| 相続による地位の承継             | ※添付書類が異なる場合があるため、消費生活センター(電話:0797-81-4185)へご連絡ください。                    |

### (2) 申請書の作成について

#### 【注意事項】

- ・事業所の長が変更になる場合、届出の必要はありません。
- ・代表者の代わりに事業所の長などが申請者として変更届を提出する場合は、届出の権限を委任する旨を明記した委任状を添付してください。
- ・質量標準管理マニュアルの内容変更、車両等の校正方法の内容変更は、各変更届を消費生活センターへ提出してください。

## 3 廃止の届出

適正計量管理事業所を廃止するときは、「事業廃止届」を消費生活センターに提出してください。